

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービス提供法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令	金融サービス提供法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者指針
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者関係）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	事務ガイドライン（暗号資産交換業者関係）

目次

- I 誠実公正義務
- II 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づくアナログ規制の見直し
- III ソーシャルレンディング等に係る規制の見直し
- IV その他

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	I 誠実公正義務	
	I-1 全般	
1	<p>金融サービス提供法上の「顧客の最善の利益」は、顧客本位の業務運営に関する原則の原則2.に記載されている「顧客の最善の利益」を法文化したものと理解でよいか。</p>	<p>金融サービス提供法第2条第1項において「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」と規定した趣旨は、これまで顧客本位の業務運営に関する原則に基づき促してきた、顧客本位の業務運営の取組みの一層の定着・底上げを図る点にあります。</p>
2	<p>「顧客の最善の利益」の定義がされていないが、例を挙げさせていただくことは可能か。例えば、定量的な観点で金銭的な損益を重要視する顧客もいれば、定性的な観点で換金性を重要視する顧客、また同じ顧客でも場合や状況によって重要視する観点が違う等、様々な状況があると考えられる。そのような様々な観点を踏まえて、金融商品取引業者などの金融事業者自身で「顧客の最善の利益」を考えればよいか。</p>	<p>ご指摘のとおり「顧客等の最善の利益」は顧客一人ひとりによって、また、同一の顧客であっても当該顧客の置かれた状況等により異なり得るものであり、さらに、それを実現する方法については金融事業者のビジネスモデル等によって異なり得るものと考えられます。したがって、「顧客等の最善の利益」は各金融事業者等において考えられるべきものであり、一般的な例を挙げることは適当ではないと考えられます。</p>
3	<p>金融商品取引業者などの金融事業者自身が「顧客の最善の利益」になると考えて商品・サービス提供を行っても、市場環境の想定外の事象等で顧客に損失が発生するような事態はゼロにはできないと考える。結果的に損失が発生したという事実のみをもって、金融事業者が誠実公正義務を果たさなかったとはみなされないことを確認したい。</p>	<p>各監督指針等において「必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない『顧客の最善の利益』」と記載しているとおり、結果として経済的な利益が生じなかったことのみをもって、直ちに新設する誠実公正義務の違反となるものではないと考えられますが、金融事業者等の業務運営の実態を総合的に考慮して「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行」していないと認められる場合には、同義務の違反となり得る点に留意が必要と考えられます。なお、「必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない『顧客の最善の利益』」と記載した趣旨については回答10をご参照ください。</p>
4	<p>「顧客の最善の利益」は特定投資家、一般投資家といった投資家区分によって考慮すべき事項や程度が異なると考えるが、そのような理解でよいか。</p>	<p>「顧客等の最善の利益」は顧客一人ひとりによって、また、同一の顧客であっても当該顧客の置かれた状況等により異なり得るものであり、さらに、それを実現する方法については金融事業者のビジネスモデル等によって異なり得るものと考えられます。</p>
5	<p>「顧客の最善の利益」の追求は重要であるものの、販売会社、組成会社がそれぞれ、法令を遵守する必要</p>	<p>各金融事業者が法令を遵守することにより顧客本位の業務運営に関する原則の原則2.の「顧客の</p>

	<p>があることから、その限りで「最善の利益」の迫及にも限界があると理解している。そのような観点を、自社の取り組み方針に言及することは差支えないか。</p>	<p>最善の利益を図る」取組みが妨げられるものではないと考えられます。</p>
6	<p>金商法第 36 条第 1 項に定められていた誠実公正義務はその対象となる「業務」が規定上限定されていなかったが、同義務が金融サービス提供法第 2 条に移管され、その対象業務が限定列举となった結果、金融商品取引業者が誠実公正義務を負う業務は、(1) 金融商品取引業（金融サービス提供法第 2 条第 1 項、第 2 項第 2 号）、(2) 金商法第 35 条第 1 項に規定する付随業務（金融サービス提供法施行令第 2 条第 1 項第 1 号）、(3) 金商法第 35 条第 2 項に定める届出業務のうち算定割当量の取引業務のみ（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第 2 条の規定に基づき業務を定める内閣府令第 1 号）となっているように読める。金融商品取引業者が行う (1) ~ (3) 以外の業務に対しては、金融サービス提供法第 2 条第 2 項第 2 号以外の各号の適用がない限り、誠実公正義務が適用されないという理解でよいのか。</p>	<p>ご理解のとおり、金融商品取引業に係る業務を行う者（金融サービス提供法第 2 条第 2 項第 2 号）をはじめ、金融サービスの提供等に係る業務を行う者（同条第 1 項）は、金融サービス提供法第 2 条第 2 項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客等の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときに同義務が適用されることとなります。</p>
7	<p>今般の金融サービス提供法施行令第 2 条により「顧客等の最善の利益」（顧客本位の業務運営に関する原則の原則 2. と同趣旨の内容と認識している。）を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務が業務横断的に適用されることになると認識している。</p> <p>各業法における監督指針の改正案においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。 ・金融商品取引業者の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うこと <p>等が新たに規定されたが、同義務の具体的な適用にあたっては、一律的な適用・運用とするのではなく、以下の点等を踏まえ各金融事業者の規模、特性等を鑑み総合的に判断されるとの理解でよいのか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融商品取引事業者等が、同義務の適用を過大に意識することにより、正当な業務運営を通じての適正な利益を追求することに対して萎縮する状況が発生しないこと 2. 金融商品取引業者の規模・特性に加え、取り扱う 	<p>新設する誠実公正義務を履行する方法は、それぞれの金融事業者の事業の内容等やそれぞれの顧客の状況等により異なり得るものであり、形式的・画一的に定まるものではないと考えられます。また、各監督指針等において「社会に付加価値をもたらす、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる」と記載しているとおり、顧客の最善の利益を勘案することと金融事業者の収益性とを両立させることは否定されないものと考えております。</p> <p>なお、手数料の多寡や有無に応じて、顧客に提供するサービスの内容を異ならせることが一律に否定されるものではありませんが、サービス提供等にあたり手数料を受領しない場合においても、法令上、新設する誠実公正義務の対象となる業務を行うときには、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行」することが求められることにはご留意ください。</p>

	<p>個別の金融サービス、金融商品においても、それを規制する各業法等や、その金融サービス・金融商品の特性から要請される「顧客等の最善の利益」、「誠実公正義務」の内容は一律ではないと思われること（下記註）</p> <p>（註）例えば、登録金融機関業務として個人向け国債の窓口販売を、顧客から販売手数料・管理手数料を徴求せずに行うような場合においては、他の有価証券の取扱いと求められる内容は異なるを考える。</p>	
8	<p>今回、金融サービス提供法第2条に定める顧客の範囲について定義されていないが、振込みを依頼する者は、送金元金融機関の顧客であり、送金先金融機関にとっては顧客には該当しないと理解している。したがって、例えば、誤振込先銀行口座の開設先である送金先金融機関が、振込みを依頼する者から、犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条に基づき、犯罪に使用される恐れのある「疑わしい取引」の情報として金融庁へ届出を行うよう要請された場合において、「送金者側の単なる過失による誤振込を受けた口座は犯罪利用預金口座等に該当しない」との弁護士見解に依拠して、これに応じなかったとしても、金融サービス提供法第2条に違反することはないと理解して良いか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融サービス提供法第2条第1項に規定する「顧客」は、各金融事業者等の行う各業務の内容に応じて合理的に解釈されるべきものと考えられます。なお、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、一般的には、振込みを依頼する者は、送金先金融機関にとって、同項に規定する「顧客」には該当しないものと考えられます。</p>
I-2 金商業者指針		
9	<p>金商業者指針Ⅲ-2-3-1において、金融商品取引業者の誠実公正義務上の課題が把握された場合は、深度あるヒアリングを行うことや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求める、とあるが、従来のⅢ-2-3-1「適合性原則・誠実公正義務」と比較して、誠実公正義務上の課題と見做す態勢・行為の範囲に変更はあるか。</p>	<p>新設する誠実公正義務においては「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」と規定した上で、金商業者指針Ⅲ-2-3-1(1)において「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」の検証に係る「主な着眼点」を新たに記載しております。したがって、今後は「主な着眼点」に記載した内容を踏まえて日常の監督事務等を行うことを通じて誠実公正義務上の課題を把握してまいります。</p>
10	<p>金商業者指針Ⅲ-2-3-1に関連し、「顧客の最善の利益」について、平成29年3月30日付で公表されたパブリックコメントNo.66、67に対する金融庁の考え方では、「顧客の最善の利益とは、必ずしも経済的な利益のみを意味するものではありません」と示されていた。一方、本改正では、「必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない『顧客の最善の利益』」とある。この趣旨についてご教示いただきました</p>	<p>まず、「短期的・形式的な意味での利益」とは、例えば、顧客にとって目先の経済的な利益を生じ得るが長期的にみたとときには顧客に不利益となる可能性がある場合の当該経済的な利益や機械的な計算に基づく経済的な利益等を想定しております。「顧客の最善の利益」としては、こうした短期的・形式的な意味での利益に限らない実質的な意味での利益を想定しております。</p>

	<p>い。</p> <p>また、「顧客の最善の利益」について、結果としての経済的なリターンのみを指すのではなく、サービスを含めた顧客満足度の向上を含め、総合的なベストプラクティスを目指し、誠実・公正に業務を行うことも含むとの理解でよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>また、いわゆる「顧客満足度」の向上が、直ちに「顧客の最善の利益」を考えた業務運営がなされていることを意味するとは限らないと考えておりますが、「組織運営や商品・サービス提供も含め」と記載しているとおり、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行」しているか検証するにあたっては、個別の取引の背景にあるビジネスモデルのあり方、例えば、業績評価をはじめとする組織運営のあり方や商品ラインナップのあり方、プロダクトガバナンスなども検証の着眼点となると考えております。</p>
11	<p>金商業者指針Ⅲ－２－３－１について、「顧客」の定義が不明確であると思料する。今回の最終顧客の最善の利益を目指した製販一体の取組み推進の方向性について賛同するが、金融商品の組成を行い(販売委託等ではない)販売業者等の別業者に卸す場合、組成会社にとっての顧客は法的にはあくまで販売業者等であり、その先にいる最終投資家は販売業者等の「顧客」であるため、立場の違いから組成会社にできることには一定の限界があるということを確認させていただきたい。</p>	<p>金融サービス提供法第２条第１項に規定する「顧客」は、各金融事業者等の行う各業務の内容に応じて合理的に解釈されるべきものと考えられます。なお、組成会社においても、例えば、プロダクトガバナンスの観点から、商品の組成時にリスク・リターン・コストの合理性等の検証を適切に行うとともに、販売会社との適切な情報連携を通じて、商品提供後においても、想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて、商品提供の改善や、新たな金融商品の組成の改善に活かしていくこと等が求められると考えられます。</p>
12	<p>金商業者指針Ⅲ－２－３－１について、組成会社が自身で最終投資家のために良いと考えて組成した商品であり、その旨販売会社へ伝えた場合であっても、その意図とは違う方向で販売業者等により商品が販売された場合、組成会社にはそれを止める直接的な権限はなく、補充原則で示されているような、販売業者等との継続的情報交換等の枠組みを通じた改善要望を通じてしか責任を果たしえない。このような場合はどのように考えたらよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>販売会社において組成会社の伝えていた意図と異なる顧客への販売がなされている等の実態を組成会社が把握している場合には、プロダクトガバナンスの観点から、その商品性や想定顧客、当該販売会社との関係性を見直すことも顧客の最善の利益を勘案した方策の一つになり得ると考えられます。</p>
<p>I－３ 主要行等向けの総合的な監督指針</p>		
13	<p>主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－１－５－１「主な着眼点」について、今般の改正によって、金融事業者に対して新たな具体的対応が義務付けられるわけではなく、これまででも求められてきた顧客本位の業務運営に、不断に取り組んでいく必要があることが、改めて明確化されたとの理解でよいか。</p>	<p>新設する誠実公正義務の規定は、これまで顧客本位の業務運営に関する原則に基づき促してきた、顧客本位の業務運営の取組みを一層定着・底上げすることを趣旨とするものです。各金融事業者等には、このような規定の趣旨を踏まえ、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実</p>

		かつ公正に、その業務を遂行」することが求められることとなります。
14	<p>主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－１－５－１「主な着眼点」における「社会に付加価値をもたらす、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには」という記載は、「顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うこと」によって目指されている姿が、社会に付加価値をもたらすことで、同時に、自分自身の経営の持続可能性が確保されていくものであると示したものであって、金融事業者が利益を得てはならないという趣旨ではなく、顧客と金融事業者の双方の利益がWin-Winの関係になることが目指されているとの理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。
15	<p>主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－１－５－１「主な着眼点」における「必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない『顧客の最善の利益』をどのように考え、自らの規模・特性等に鑑み」という記載は、「最善の利益」が実質的な意味での利益を指しており、顧客一人ひとりによって変わり得る（あらゆる顧客に一律のものはない）ことから、各金融事業者において、各顧客の実質的な最善の利益を考える必要があると示したものと理解でよいか。</p> <p>また、各金融事業者においては、自らの規模・特性等を踏まえて、「最善の利益」を実現する方法（組織運営や商品・サービス提供も含む）も検討していく必要があるとの理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。
16	<p>主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－１－５－１「主な着眼点」における「自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め」という記載は、業績評価を始めとした組織運営のあり方について、「規模・特性等に鑑みての組織運営」を踏まえると、例えば、各社の規模・特性等に鑑みて、プロダクトガバナンスに向けた検証分析を行う組織体制の明確化や取組みに関する明示があること等も含まれるとの理解で良いか。</p>	<p>新設する誠実公正義務を履行する方法は、それぞれの金融事業者の事業の内容等やそれぞれの顧客の状況等により異なり得るものであり、形式的・画一的に定まるものではありませんが、ご指摘の方策についても取組みのあり方として有用になり得るものと考えます。</p>
17	<p>今般の改正によって、新たな監督・モニタリングの枠組みが設けられるわけではなく、既存の監督・モニタリングの対話の中で、今般追加された着眼点が勘案されていくことになるとの理解でよいか。</p>	<p>監督・モニタリングについては、その時々が必要に応じて適宜取り組んでいくこととなります。</p>
18	<p>主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－１－５－１「主な着眼点」における「組織運営や商品・サー</p>	ご理解のとおりです。

	<p>ビス提供も含め、」の趣旨は、各取引における顧客への適切な情報提供等の観点だけでなく、業績評価を始めとした組織運営のあり方、商品ラインナップのあり方などのプロダクトガバナンス、これらに係る経営陣・第2線・第3線の適切な関与といった内容も、監督上の着眼点に含まれると示したものと理解でよいか。</p>	
	<p>I-4 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針</p>	
19	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針II-3-1-5-2について、信用金庫は、信用金庫法第53条第3項に基づき幅広い範囲の業務を行っているが、その取扱い内容は、信用金庫毎に区々である。</p> <p>したがって、金融サービス提供法第2条第1項の規定は、一律の対応を求めているのではなく、具体的な取組方法は、業務内容、性質等に応じて各信用金庫が判断して差し支えないという理解でよいか。</p>	<p>新設する誠実公正義務を履行する方法は、それぞれの金融事業者の事業の内容等やそれぞれの顧客の状況等により異なり得るものであり、形式的・画一的に定まるものではないと考えられます。</p>
	<p>I-5 保険会社向けの総合的な監督指針</p>	
20	<p>保険会社向けの総合的な監督指針案II-4-4-1において「必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない『顧客の最善の利益』をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。」とある通り、「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」は、保険会社が規模・特性等を踏まえて自ら考えるべきものである。「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」が法定化されたことに伴い、そのことをもって直ちに何らかの一律の対応が、保険会社や保険募集人に求められるわけではなく、それぞれが自らの特性や経営理念等を踏まえ、創意工夫をもって「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組みを進めること等が本義務を履行するにあたっては重要と理解している。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
21	<p>保険会社向けの総合的な監督指針案II-4-4-1について、「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」に関し、例えば、商品や事務、サービスの設計等においては、顧客全体の利益や保険集団の視点も重要と理解しており、被保険者や保険金受取人等、加入者（契約者）以外の関係者の利益を担保することが、加入者（契約者）の利益に資するため、これら関係者の利益を考慮することも重要と理解している。</p>	<p>「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対し誠実かつ公正に、その業務を遂行」するためには、ご理解のとおり、商品・サービス設計といったプロダクトガバナンスの場面においても、ご指摘の視点も踏まえた適切な業務運営を行うことが重要であると考えられます。</p>

22	<p>保険会社向けの総合的な監督指針案Ⅱ-4-4-1について、生命保険は大勢の保険契約者が保険料を負担し、それを財源として、誰かが死亡したときや病気になったときに、保険金や給付金を受け取ることができる「助け合い」「相互扶助」の仕組みにより、リスクに備える機能の特徴とする。</p> <p>このような死亡したときや病気になったときへの備えを目的とした生命保険の商品特性を踏まえると、生命保険における「顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務」とは、形式的に投資収益を最大化させるといった観点よりは、意向把握義務や適合性原則等、保険業法・監督指針をはじめとしたルールを踏まえた適切な募集を行うことにより着実な支払等を通じ将来のリスクに備えられるようにするといった観点から果たすことが重要であると理解している。</p>	<p>「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対し誠実かつ公正に、その業務を遂行」するためには、商品の特性等に応じて、投資収益を最大化させるといった観点も踏まえたプロダクトガバナンスを含む適切な業務運営はもちろん、保険業法や監督指針をはじめとするルールに則した適切な募集を行うことにより着実な支払等を通じ将来のリスクに備えられるようにするといった観点も踏まえた適切な業務運営を行うことが重要であると考えられます。</p>
23	<p>保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-4-1について、顧客の最善の利益を勘案する義務は、「顧客本位タスクフォース」中間報告（令和4年12月9日公表）の脚注2で述べられているとおり、金商法上規定されている誠実公正義務に内包されるべき最善利益義務が明確化されたものであり、新たな行為規制を課すものではないという理解でよいか。</p>	<p>新設する誠実公正義務の規定は、これまで顧客本位の業務運営に関する原則に基づき促してきた、顧客本位の業務運営の取組みを一層定着・底上げすることを趣旨とするものです。各金融事業者等には、このような規定の趣旨を踏まえ、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行」することが求められることとなります。</p>
I-6 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）		
24	<p>事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ-1-4-1 主な着眼点について、同事務ガイドラインの改正により前払式支払手段発行者に求められる対応は、前払式支払手段発行者の実態やビジネスモデル等により異なり、一律の対応が求められるわけではないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
25	<p>事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ-1-4-1 主な着眼点について、あるべき顧客の最善の利益を踏まえた対応について、画一的な対応が求められることがないよう、事業者との十分な対話を実施の上、顧客の最善の利益に関する考え方や業種別の事例（ベストプラクティス）を共有していただいたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
26	<p>事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ-1-4-1 主な着眼点について、現時点で貴庁で想定されている顧客の最善の利益に反する典型的な対応例があれば参考として公表をご検討いただきたい。</p>	<p>「顧客等の最善の利益」は顧客一人ひとりによって、また、同一の顧客であっても当該顧客の置かれた状況等により異なり得るものであり、さらに、それを実現する方法については金融事業者のビジネスモデル等によって異なり得るものであると考</p>

		えられます。したがって、「顧客等の最善の利益」は各金融事業者等において考えられるべきものであり、一般的な例を挙げることは適当ではないと考えられます。
27	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-1-4-1 主な着眼点について、業界のサービス水準向上のため、今後モニタリングを通じて把握した不芳事例があれば積極的に公表していただきたい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
28	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-1-4-1 主な着眼点について、現行の事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)において、前払式支払手段発行者が顧客本位の業務運営に関する原則を自主的に採択し取組方針を公表することは妨げられるものではないとの理解であるが、本改正後も同様であると考えてよいか。	ご理解のとおりです。
I-7 事務ガイドライン(資金移動業者関係)		
29	事務ガイドライン(資金移動業者関係)Ⅱ-2-1-5-1 主な着眼点について、同事務ガイドラインの改正により資金移動業者に求められる対応は、資金移動業者の実態やビジネスモデル等により異なり、一律の対応が求められるわけではないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
30	事務ガイドライン(資金移動業者関係)Ⅱ-2-1-5-1 主な着眼点について、あるべき顧客の最善の利益を踏まえた対応について、画一的な対応が求められることがないよう、事業者との十分な対話を実施の上、顧客の最善の利益に関する考え方や業種別の事例(ベストプラクティス)を共有していただきたい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
31	事務ガイドライン(資金移動業者関係)Ⅱ-2-1-5-1 主な着眼点について、現時点で貴庁で想定されている顧客の最善の利益に反する典型的な対応例があれば参考として公表をご検討いただきたい。	「顧客等の最善の利益」は顧客一人ひとりによって、また、同一の顧客であっても当該顧客の置かれた状況等により異なり得るものであり、さらに、それを実現する方法については金融事業者のビジネスモデル等によって異なり得るものであると考えられます。したがって、「顧客等の最善の利益」は各金融事業者等において考えられるべきものであり、一般的な例を挙げることは適当ではないと考えられます。
32	事務ガイドライン(資金移動業者関係)Ⅱ-2-1-5-1 主な着眼点について、業界のサービス水準	貴重なご意見として参考にさせていただきます。

	向上のため、今後モニタリングを通じて把握した不 芳事例があれば積極的に公表していただきたい。	
33	事務ガイドライン(資金移動業者関係)Ⅱ-2-1 -5-1 主な着眼点について、現行の事務ガイド ライン(資金移動業者関係)において、資金移動業者が 顧客本位の業務運営に関する原則を自主的に採択し 取組方針を公表することは妨げられるものではない との理解であるが、本改正後も同様であると考えて よいか。	ご理解のとおりです。
Ⅰ-8 事務ガイドライン(暗号資産交換業者関係)		
34	事務ガイドライン(暗号資産交換業者関係)Ⅱ-2 -1-7について、貴庁が想定されている、顧客の最 善の利益を勘案した取り組み事例があれば、参考と してお示し頂きたい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
Ⅱ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づくアナログ規制の見直し		
Ⅱ-1 金商業等府令		
35	金商業等府令第71条第2項及び第4項の「ウェブ サイト」には、LinkedIn等のSNS(ソーシャル・ネ ットワーク・サービス)は含まれないという理解でよ いか。	ご質問の「ウェブサイト」については、一般の消 費者・利用者が標準的なブラウザを用いて容易に アクセスすることができる一般に公開されている ものを想定していますので、これに該当しない場 合については対象外となります。
36	第二種金商業者の中には、第二種金商業が会社の 主要な業務ではなく、ホームページでは第二種金商 業に触れられていない場合がある。 そのため、ホームページのトップページに金商法 第36条の2第2項に定める事項(以下「標識揭示事 項」という。)を掲載した場合、掲載内容が唐突な印 象を与えることも考えられるため、例えば、トップペ ージから容易に辿り着くことができる「会社概要」ペ ージにおいて、他の情報(例えば、会社の住所や代表 者名など)とともに、標識揭示事項を掲載すること をもって、同項の対応と認められるか御教示いた だきたい。 また、上記方法が認められる場合、「会社概要」ペ ージ(トップページから容易に辿り着くことができ るもの)に既に標識揭示事項が掲載されている場合、 改めて別サイト等に当該揭示事項を掲載する必要 はないと理解してよいか。	各事業者のウェブサイトの構成等が様々であ り、表示する箇所や方法について詳細な条件等 を一律にお示しすることは困難です。各事業者 において、現在書面で揭示されている事項を「イ ンターネットによる閲覧等を可能とし、いつ でもどこでも、必要な情報を確認できるよ うにすることで、利便性の向上を図る」とい う本改正の趣旨を踏まえ、一般の消費者・利 用者がアクセスしやすく、分かりやすい情報 提供が行われるようご対応ください。
37	今般の金商業等府令案では、金融商品取引業者等 は、その登録番号、名称等の営業所に掲示する標識	各事業者のウェブサイトの構成等が様々であ り、表示する箇所や方法について詳細な条件等

	<p>(金商業等府令別紙様式第 11 号) と同一内容の情報を、金融商品取引事業者等のウェブサイトに掲載しなければならないこととされたが、ウェブサイト掲載の詳細な要件(サイト上の掲載箇所・フォント等の指定等) は定められておらず、第 71 条第 3 項各号に係る内容を、各金融商品取引事業者等のウェブサイトの構成等を考慮して掲載することで差し支えないか。</p>	<p>一律にお示しすることは困難です。各事業者において、現在書面で掲示されている事項を、「インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る」という本改正の趣旨を踏まえ、一般の消費者・利用者がアクセスしやすく、分かりやすい情報提供が行われるようご対応ください。</p>
38	<p>金商業等府令第 71 条 3 項に定められた事項が既にホームページに掲載されていれば新たな対応は不要という理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第 71 条 3 項に定められた事項が既にホームページに掲載されている場合であっても、それが、「インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る」という本改正の趣旨を踏まえ、一般の消費者・利用者がアクセスしやすく、分かりやすい情報提供となっている必要があります。</p>
39	<p>金商業等府令第 71 条 3 項について、別紙様式第 10 号、11 号の適用はないと理解し、別紙様式にある「金融商品取引業者 登録票」という文言の記載は不要という理解でよいか。様式は、業者が決めればよいという理解でよいか。その場合留意すべき点はあるか。</p>	<p>各事業者のウェブサイトの構成等が様々であり、表示する箇所や方法について詳細な条件等を一律にお示しすることは困難です。各事業者において、現在書面で掲示されている事項を「インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで利便性の向上を図る」という本改正の趣旨を踏まえ、一般の消費者・利用者がアクセスしやすく、分かりやすい情報提供が行われるようにご対応ください。</p>
40	<p>金商業等府令第 71 条第 4 項第 1 号に記載の「常時使用する従業員」の範囲を明確にしていきたい。例えば、直接雇用契約のない派遣社員を含むのか。</p>	<p>「常時使用する従業員」については、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を想定しており、ご質問の派遣社員についても、当該条文をもとに個別に判断される必要があります。</p>
41	<p>金商業等府令案第 71 条第 4 項第 1 号、2 号は、いずれかに該当する場合に、ウェブサイトを通じて公衆の閲覧に供する義務がなくなるという理解でよいか。</p> <p>すなわち、従業員の数が 20 人を超える場合でも、ウェブサイトがなければ、ウェブサイトでの公衆の閲覧は不要か。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
42	<p>金商業等府令第 71 条第 4 項第 1 号の「従業員」の数には、取締役や監査役といった役員の数も含めないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

43	<p>金商業等府令第 71 条第 4 項第 1 号に「その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合」とあるが、外国法人である金融商品取引業者等が日本支店においてのみ金融商品取引業を行っている場合、「その常時使用する従業員の数」とは「日本支店が常時使用する従業員の数」を指すとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
44	<p>金商業等府令第 71 条第 4 項第 2 号に「そのウェブサイトがない場合」とあるが、金融商品取引業者固有のウェブサイトが存在しない一方で、当該金融商品取引業者が所属するグループのウェブサイトが存在し、当該ウェブサイトが必要に応じてグループ内の個社の情報を掲載することが可能な場合は「そのウェブサイトがない場合」に含まれるか。</p>	<p>「そのウェブサイトがない場合」との適用除外規定は一律にインターネットによる掲示を義務づけることとした場合に零細事業者等に新たに自社ウェブサイトを整備することによる過度な負担が及び得ないようにするものであり、この趣旨に鑑みると、基本的には、ご質問のような場合には、「そのウェブサイトがない場合」に該当しないと考えられます。</p>
45	<p>金商業等府令第 183 条第 1 項の改正案では、説明書類として事業報告書写しを用いる場合、「同項各号の事項を除く」とされているが、これは該当部分を除かずに事業報告書全体の写しを公表することでも足りるという理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一般論としては、個人情報保護の観点から留意を行った上で、事業報告書全体の写しを公表することは、否定されるものでないと考えられます。</p>
46	<p>金商業等府令別紙様式第 12 号ではウェブサイトのアドレスが記載要件となっているが、複数のアドレスを有している場合は代表的なものだけで良いか。また、SNS の URL も記載する必要があるか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、アナログ規制の見直しという観点から現在書面で掲示されている事項をインターネットでも閲覧可能にするという本改正の趣旨に鑑みれば、一般の消費者・利用者が標準的なブラウザを用いて容易にアクセスすることが出来る一般に公開されているウェブサイトが複数ある場合には、それぞれにおいて、必要事項を掲載する必要があり、別紙様式第 12 号にも複数のアドレスを記載する必要があるものと考えられます。</p> <p>他方、SNS については、一般の消費者・利用者が標準的なブラウザを用いて容易にアクセスすることが出来る一般に公開されているウェブサイトには該当しないことが一般的と考えられるところ、そのような場合には、SNS の URL を別紙様式第 12 号に記載する必要はありませんが、各事業者が任意で、利用者利便の観点等から、上記には該当しない SNS について、ウェブサイトで提供するものと同様の情報を提供することは妨げられません。</p>
<p>Ⅲ ソーシャルレンディング等に係る規制の見直し</p>		
<p>Ⅲ-1 金商法施行令</p>		

47	<p>既存の貸付型クラウドファンディング業者は、施行に際して、変更登録の手続きを行う必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>改正法の施行日前から、貸付事業等権利について電子募集業務及び電子募集取扱業務を行っていた者については、引き続き当該業務を行う場合、改正法施行日から6ヶ月を経過するまでの間に変更登録を行う必要があります。</p>
48	<p>金商法施行令案第15条の4の3より、貸付事業等権利について自己私募を行う業者は、登録申請書に記載する必要が生じるが、施行前からこの業務を行っていた業者は、施行後に変更届出を行えばよいという理解でよいか。変更登録は不要という理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
49	<p>ソーシャルレンディングや合同会社の社員権の発行者に生じた不祥事件は、昭和20年代末に起きたものに類似している。ソーシャルレンディング事業者の多くは、貸し手から受け取る利息から自らが徴求する営業者報酬だけを差し引いて、出資対象事業である金銭の貸付にかかる「予想利回り」を計算し表示している。「顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法」あるいは「これらの記載をすることができない旨およびその理由」の表示を徹底させることにより、匿名組合形式の貸付型ファンドが実績配当商品であって、上記の「予想利回り」は利回りの上限に過ぎない旨を、さらに分かりやすくさせるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
50	<p>「預り金の禁止」の規定は、当初、旧・貸金業法に設けられていたものが、不祥事件を機に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律第2条に改められたものであって、その後、大手ノンバンクにコマースペーパーや社債の発行が解禁された後も、そのまま存続している。貸付型ファンドの多くは、匿名組合形式であって、実績配当商品であるのだから、社債利息のような確定利率でないことを、さらに明確にさせるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
51	<p>貸付型ファンドは、貸付債権の流動化商品の一つだが、証券会社を取り扱う私募債（審査規定等対象者債券）と同じく、借り手について「適正または適法の監査意見を受けた財務諸表等」を入手しての審査・モニタリング（あるいは監査意見を受けた財務諸表等の入手の有無の表示）を義務づけるべきでないか。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
52	<p>金商法第40条の3の3について、貸付事業等権利の販売形態の中には、委託元から再委託を受けて募</p>	<p>前段のご質問についてはご理解のとおりです。 後段のご質問については、個別事例ごとに実態</p>

	<p>集又は私募の取扱いを行うケースもあるが、同条は、委託元だけではなく、委託先にも課せられるとの理解でよいか。</p> <p>委託先にも同条の義務が課される場合、事業者の貸付事業等の状況に係る情報提供が確保されていることを確認する方法として、例えば、委託先から委託元に対して、当該委託元が事業者を確認を行った方法及び内容を確認する、といった方法も許容していただきたい。</p>	<p>に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていることについて、適切な確認を行うことができるのであれば、そのような方法も許容されると考えられます。</p>
53	<p>金商法第40条の3の3は、施行日以降に募集等が行われる貸付事業等権利が対象となると理解しているが、施行日前に募集を開始した貸付事業等権利で施行日以降も募集が続くものについて、同条の適用を受けるのか。</p>	<p>施行日以降、貸付事業等権利について募集を行う場合には、改正法の規定が適用されます。</p>
54	<p>金商法施行令第15条の4の2第2項について、「電子募集業務」の対象となるのは、「貸付事業等権利」に関する金商法第2条第8項第7号又は第8号に掲げる行為であり、それ以外の集団投資スキーム持分の自己募集をインターネットを通じて行うことは、電子募集業務に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
55	<p>金商法施行令第15条の4の3の「貸付債権の取得その他内閣府令で定めるもの」を受けた内閣府令の定めはなく、空振りという理解でよいか。</p>	<p>貸付事業等権利の範囲について、趣旨が明確となるよう規定を修正し、金商法施行令第15条の4の3において、当該権利に係る出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業であるもの及び主として貸付債権の取得を行う事業であるものを規定した上で、金商業等府令第6条の4を新設し、金銭の貸付けを行う事業と貸付債権の取得を行う事業を合算した場合に、「主として」に該当することとなるものを規定いたします。</p>
56	<p>金商法施行令第15条の4の3の「主として」とは、本改正前の同施行令第15条の4の2第7号に規定されている「当該権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充て」られることを指すという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>Ⅲ－２ 金商業等府令</p>		
57	<p>金商業等府令第70条の2において、「電子申込型電子募集業務等」の定義から適格機関投資家等特例業務に該当するものが除かれているのはなぜか。これは、適格機関投資家等特例業務については規制を緩</p>	<p>金商業等府令第70条の2は、金商業者等に係る業務管理体制の整備について規定したものです。従前より適格機関投資家等特例業務を行う者についてはその対象外とされているものであり、</p>

	和しているということか。	今般の改正に伴い規制緩和を行うという趣旨ではありません。
58	金商業等府令第70条の2第2項第5号について、クーリングオフの対象とすべき電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客から「特定投資家」が除かれているが、1つのファンドで「特定投資家」と「一般投資家」の双方に勧誘を行い、双方から投資申込を受けた場合、一般投資家による投資申込についてのみクーリングオフの対象とし、特定投資家による投資申込についてはクーリングオフの対象としないという取扱いでよいか。	ご理解のとおりです。
59	金商業等府令第70条の2第8項に関して、貸付事業等権利については、今般の法改正の原因となったソーシャルレンディングとは別に、機関投資家向けに販売を行うファンド（以下「プロ向けファンド」）も想定される。例えば、海外のグローバルにファンドビジネスを展開する会社が組成した海外籍のプロ向けファンド（貸付事業等権利）を、国内窓口となる金融商品取引業者等が機関投資家向けに販売するケースでは、当該ファンドの契約書や規約の内容は統一され、日本国内向けに内容を変更することが困難な場合が考えられる。 そのため、同項の「契約その他の法律行為」の解釈として、例えば、事業者と出資者との間で締結する契約書や規約に限られず、海外籍のプロ向けファンドの事業者や金融商品取引業者等が国内投資家向けに別途作成した文書（サイドレターなど）や募集内容を説明する文書（募集要項など）などを認めていただきたい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例示されているサイドレターや募集要項などが法的拘束力を持たない文書であった場合には、要件を満たさないものと考えられます。
60	金商業等府令第125条の2に定める「適切な情報提供」とは、自主規制機関である第二種金融商品取引業協会の自主規制規則に則った報告が行われる場合には、基本的に、当該「適切な情報提供」に合致すると理解してよいか。 また、例えば、顧客が適格機関投資家であるなど上記自主規制規則の報告対象から外れるものは、当該顧客の顧客属性、ニーズなどを踏まえた報告を行うことにより、金商業等府令第125条の2に定める「適切な情報提供」に合致すると考えてよいか。	情報提供の方法等については、業務状況を踏まえて各事業者において個別具体的に検討されるべきものですが、第二種金融商品取引業協会において取りまとめられた「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」等に依拠した対応が確保される場合は、基本的に不合理ではないと考えられます。 また、顧客が適格機関投資家である場合の情報提供については、上記自主規則を踏まえ、当該顧客の顧客属性やニーズ等に応じた対応を行うべきものと考えられます。
61	金商業等府令第125条の2について、出資対象事業の状況について定期的に適切な情報を提供するこ	情報提供の方法等については、業務状況を踏まえて各事業者において個別具体的に検討されるべ

	とが義務付けられている旨が規定されているが、第二種金融商品取引業協会が令和6年7月11日付で公表している『電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則』の一部改正(案)の第24条の規定に従って情報提供を行うことが義務付けられていれば、本条の要請を満たすと考えてよいか。	きものですが、第二種金融商品取引業協会において取りまとめられた「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」等に依拠した対応が確保される場合は、基本的に不合理ではないと考えられます。
62	金商業等府令第153条第1項第14号(金商業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等の禁止)が削除されているが、削除する理由をご教示いただきたい。	法改正前より、既に貸付事業等権利を取り扱う多くの事業者において、親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務が行われているという実態を踏まえたものですが、金商業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務を行う場合には、監督指針に記載されているとおり、発行者の事業計画等に係る適切な審査が行われる必要があるものと考えられます。
III-3 定義府令		
63	特定有価証券等管理行為を行うソーシャルレンディング業者は、今般の改正により、定義府令第16条第1項第14号に基づく管理方法から同項第14号の2に基づく管理方法に変更する必要があると、具体的には、金銭信託を行う必要が生じる。 この点、特定有価証券等管理行為に関しても、施行日から6か月以内(又は変更登録までの間)に、定義府令第16条第14号から同条第14号の2に定める管理方法への変更を行うことを認めていただきたい。	電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合には、定義府令第16条第1項第14号の2に規定する方法による管理を行う必要がありますが、改正法の施行の際、現に貸付事業等権利について電子申込型電子募集取扱業務等を行っている場合には、施行日から6か月以内(又は変更登録までの間)に対応を行う必要があります。
III-4 金商業者指針		
64	金商業者指針で規定されている「審査において、外部の有識者(過去10年以内に、当該審査を行う金融商品取引業者及びその親子法人等の役職員であった者を除く。)が関与することとなっている等、顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置がとられているか。」との点については、外部弁護士は、括弧書の要件を充足する限り、「外部の有識者」に該当し得ると考えて差し支えないか。	ご理解のとおりです。
65	金商業者指針V-2-4-3-1(1)案では、貸付事業等権利に係る審査について、出資対象事業に係る貸付先又は貸付債権の債務者以外の者(以下「実質的な貸付先等」という。)に対する資金供給を目的とするファンドと認められる場合、実質的な貸付先等に関する審査も含まれる、ことが示されている。	ご理解のとおりです。

	<p>上記監督指針案からすると、実質的な貸付先等に対する資金供給を目的とする貸付事業等権利に係る出資対象事業の状況に係る情報の提供に関して、金商業等府令第125条の2に定める「適切な情報提供」としては、出資対象事業に係る貸付先又は貸付債権の債務者（形式的な貸付先等）に係る状況のみならず、実質的な貸付先等に係る状況も含めた情報提供が求められると理解すべきか御教示いただきたい。</p>	
66	<p>金商業者指針V-2-4-3-1(1)では、金商業等府令第70条の2第2項第2号に規定する審査に関して、「電子申込型電子募集業務等又は親子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合にあっては、審査において、外部の有識者が関与することとなっている等、顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置がとられているか。」が留意事項に追加されているが、これは、電子申込型電子募集業務等や親子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合、販売に係る審査に外部有識者が関与する（例えば、募集を行うかを審議する委員会に外部有識者が参加するなど）ことが求められ、当該対応を講じなかった場合には、金商業等府令第70条の2第2項第2号に抵触し得るという理解でよろしいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
IV その他		
IV-1 セキュリティトークン関係の見直し		
67	<p>金商法第2条第2項第5号ハの改正により、不動産特定共同事業契約に基づく権利のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものが新たに有価証券に追加されることになっているが、当該権利が電子記録移転権利に該当する場合には、不動産特定共同事業法施行規則改正案において新設が予定される第88条により、不動産特定共同事業法第5条第1項第7号の特定勧誘業務を行うために不動産特定共同事業の許可を受けるにあたり、第一種金融商品取引業の登録も必要になる予定と理解している（不動産特定共同事業法別表）。一方で、不動産特定共同事業の許可の欠格事由として同法第6条第2号で宅地建物取引業の免許を受けていない法人が定められてい</p>	<p>不動産特定共同事業法には不動産に固有の規制が規定されており、その適用を除外すること等については慎重な検討が必要と考えられます。</p>

	<p>るため、電子記録移転権利たる不動産特定共同事業契約に基づく権利を取り扱うには、宅地建物取引業者でもある必要があると理解している。</p> <p>しかしながら、宅地建物取引業の免許を受けている証券会社は、限られており、また銀行法の適用を受ける銀行グループとしての証券会社の参画が制限されることになるため、不動産特定共同事業契約に基づく権利のトークン化にとって大きな制限になるように思われる。</p> <p>二重規制を解消する観点から、有価証券とみなされる権利については不動産特定共同事業法の適用除外等、許可要件を軽減するための抜本的な改正が必要ではないか。</p>	
IV-2 登録金融機関業務として行うことができる金融商品取引業の範囲		
68	<p>金商法施行令第15条の20の2においては、登録金融機関がどのような業務を行う場面を想定されたものか具体例をご教示いただきたい。</p>	<p>例えば、信託の受益権をトークンに表示した権利を適格機関投資家間のみで流通させるスキームにおいて、登録金融機関がその私募の取扱いや売買の媒介等を行い、これらに関連して上記権利の預託を受けることが想定されます。</p>
IV-3 その他		
69	<p>施行期日に関する政令をパブコメにかけていないのはなぜか。</p> <p>公布の日から1年以内とされていることは承知しているが、具体的にいつから改正法が動き出すのかは国民の生活に影響を及ぼす重要な事項であり、だからこそ、政令事項として位置づけられているのだと理解している。</p> <p>しかしながら、今回のパブコメ案を拝見したが、具体的にいつから施行されるのかは不明であり、また、そのことについて、意見を述べる機会も設けられていない。</p> <p>意見公募手続きについては、行政手続法第39条第1項に原則パブコメにかけることが求められておりますが、今回は同条第4項のいずれかに該当するという事で省略したのか。</p>	<p>ご指摘の「施行期日に関する政令」については、行政手続法第3条第2項第1号に規定されている「法律の施行期日について定める政令」に該当し、同法第6章に規定する意見公募手続等の適用が除外されているため、意見募集を行っておりません。</p>
70	<p>金商法第37条の3第2項の「ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合」について、対応する内閣府令が規定されていないように思われる</p>	<p>本パブリックコメントの対象は、改正法の公布日から1年以内施行のものです。ご質問の事項は、改正法の公布日から1年6月以内施行のものであり、こちらは別途検討を行っております。</p>

	が、かかる理解でよろしいか。また今後内閣府令を定められる場合、その計画についてお尋ねしたい。	
71	契約締結前書面等の情報提供方法の柔軟化に関する内閣府令の規定は今回確認できないが、別途公表予定ということか。	本パブリックコメントの対象は、改正法の公布日から1年以内施行のものです。ご質問の事項は、改正法の公布日から1年6月以内施行のものであり、こちらは別途検討を行っております。
72	令和5年金商法改正では、金商法第37条の3において、契約締結前の書面交付が、契約締結前の情報提供に変更されたとの理解だが、これに伴い、金商業等府令第72条第3号ニ(1)に定める「契約締結前交付書面」の定義の変更が必要となるように思われるところ、(金商法第37条の3第1項に規定する「書面」がなくなるため)、変更は行われぬのか。	本パブリックコメントの対象は、改正法の公布日から1年以内施行のものです。ご質問の事項は、改正法の公布日から1年6月以内施行のものであり、こちらは別途検討を行っております。
73	金商法第37条の3、第37条の4に関する令和5年金商法改正により、書面交付はマストではなく、情報提供で足りるとされている。 他方で、金商法第34条の2第3項の書面や、第34条の3第2項の書面については、従前どおり、原則として書面によることが必要とされており、投資家の承諾を得ない限り、電子的情報処理組織を使用することができないように思われる。 これらの書面についても、第37条の3と同様、電子的情報処理組織を使用して行うようにすることが、オンライン化の観点からは望ましいと思料するが、このように差を設ける理由があれば教えていただきたい。	本パブリックコメントの対象は、改正法の公布日から1年以内施行のものです。ご質問の事項は、改正法の公布日から1年6月以内施行のものであり、こちらは別途検討を行っております。
74	令和5年金商法改正により改正された第37条の3第2項に定める、「同項第5号及び第6号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」、「当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合」は、どの内閣府令に定められているのか。	本パブリックコメントの対象は、改正法の公布日から1年以内施行のものです。ご質問の事項は、改正法の公布日から1年6月以内施行のものであり、こちらは別途検討を行っております。
75	今回の金商法施行令の改正案では、第15条の22(情報通信の技術を利用した提供)は改正案が提示されていない。また、金商業等府令の改正案では、第79条が「契約締結前交付書面の記載方法」のままとなっている。従って、改正法で「情報の提供」となっている事項についても電磁的方法で提供するためには、現状と同様に金商法施行令第15条の22に則った手続きが必要という理解でよいのか。この理解でよ	本パブリックコメントの対象は、改正法の公布日から1年以内施行のものです。ご質問の事項は、改正法の公布日から1年6月以内施行のものであり、こちらは別途検討を行っております。

	<p>い場合、金商法施行令第 15 条の 22 の改正の意向について伺いたい。</p>	
76	<p>金商法第 37 条の 3 第 2 項で、金商業者等は、「顧客に対し、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。」「ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。」と改正された。一方、金商業等府令改正案では、第 117 条第 1 項 1 号が「顧客（特定投資家を除く。）に対して、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をする」のままとなっており、改正金商法と比較し微妙に表現が異なるが、両者の規定の趣旨、相違点をご教授いただきたい。</p>	<p>本パブリックコメントの対象は、改正法の公布日から 1 年以内施行のものです。ご質問の事項は、改正法の公布日から 1 年 6 月以内施行のものであり、こちらは別途検討を行っております。</p>